Ⅲ　地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、保健師関係指導事業、母子保健事業、成人・老人保健事業、地域・職域連携推進事業、精神保健福祉事業、栄養改善事業、難病対策事業、民生委員･児童委員の指導事務、児童・高齢者・母子・障害者福祉事務、配偶者暴力相談事業等を行っている。

地域住民に対し、より効果的な保健福祉サービスを提供するため、管内3市をはじめ、医療・福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら、保健・福祉業務を行っている。

〈地域保健に関すること〉

1　保健師関係指導事業

当所保健師は、地域保健福祉課・健康生活支援課・八日市場地域保健センターに配属され、管内市や関係機関等と連携を図りながら訪問指導や相談事業等の保健師活動を展開している。

（1）管内概況

管内保健師就業数は、保健所 14 名、3 市 54 名で計 68 名である。

表１－（１）管内保健師就業状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

区分／年度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和 5 年度	66	11	36	7	11	1
令和 6 年度	68	13	35	8	12	0
令和 7 年度	68	14	23	11	12	8
銚　子　市	16	－	11	2	3	0
旭　　市	23	－	7	3	5	8
匝　瑳　市	15	－	5	6	4	0

（２）保健所保健師活動

保健所保健師は、所属内の他職種をはじめ、管内市町村や関係機関と連携を図りながら、広域的及び専門的な各種保健指導業務を実施している。また、効果的な保健活動の展開のため、資質向上と連携強化を目指し、研修会等を開催している。

表１－（２）家庭訪問等個別指導状況（令和８年３月31日現在）

（単位：件）

区分／種別		家庭訪問		訪問以外の保健指導				個別の連携・連絡調整
				面接		電話	メール	
		実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数（再掲：会議）
総数		66	140	164	207	433	19	181
感染症(結核除く)		10	12	7	7	35	0	14
結核		25	63	11	26	98	18	18
精神保健福祉		0	0	0	0	5	0	0
難病		24	58	134	162	233	0	141(5)
長期療養児		7	7	12	12	27	0	8
生活習慣病		0	0	0	0	2	0	0
母子保健	妊産婦	0	0	0	0	0	0	0
	乳幼児	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	1	0	0
その他の疾病		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	32	1	0
訪問延世帯数		66	140					

（３）保健師関係研修（研究）会実施状況

ア　管内保健師業務連絡研究会

表１－（３）－ア　管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和７年 ８月 25 日	災害時保健活動 【資質向上編】	講義「避難所アセスメントと避難所で行うヘルスケアトリアージ」 講師：千葉県総合救急災害医療センター リハビリテーション科／災害医療局 伊崎田 和歌　氏 グループワーク	38 人
令和７年 ８月 12 日	災害時保健活動 【事業企画編】 「応援・受援体制」の確保に向けて～避難所等における保健活動の整理から～」	講義「地域防災計画等に基づく避難所等における保健活動と保健師の役割」 講師：千葉県立保健医療大学　健康科学部 看護学科 准教授　雨宮　有子　氏 グループワーク	36 人
令和８年 １月 13 日		講義「海匝保健所管内の災害時対応体制強化に向けて－応援・受援の体制整備－」 講師：千葉県立保健医療大学　健康科学部 看護学科 准教授　雨宮　有子　氏 グループワーク	34 人

イ　所内保健師研究会

表１－（３）－イ　所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主　な　内　容	参加人員
令和７年 ５月 16 日	各課行事予定、現任教育について（体制及び年間計画） 災害時保健活動について、業務研究集録について	12 人
令和７年 ６月 19 日	現任教育について（目標及び計画案）、業務研究について（研究計画）、公文書作成の基礎について	12 人
令和７年 ８月 21 日	財務会計事務について、災害時保健活動マニュアルについて、業務研究について（演題、目的、方法等）	９人
令和７年 10 月 17 日	事例検討会（難病事例）、業務研究について（内容検討）、現任教育について（中間評価）	10 人
令和７年 12 月 18 日	集団感染事例について、健康危機事案発生時の保健活動について、千葉県統括保健師の配置について	12 人
令和８年 ２月 19 日	業務研究について（発表予行練習）、事業計画及び評価について（自立支援事業）、現任教育について（評価）	11 人

ウ　保健所保健師ブロック研修会

表１－（３）－ウ　保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主　な　内　容	参加人員
令和８年 ２月９日 （山武保健所主催）	１ 講演 「セルフ・コンパッションを保健活動に活かす」 講師：武蔵野大学 ウェルビーイング学部 ウェルビーイング学科 教授 秋山 美紀 氏 ２ グループワーク「私たちのウェルビーイング」	19 人

エ　その他

表１－（３）－エ　その他

開催年月日	主　な　内　容	参加人員
令和７年 5月15日	第１回 海匝保健所管内統括保健師等連絡会 1 令和７年度保健師現任教育体制について (1) 統括保健師及び管内保健師の配置状況について (2) 各市及び保健所の現任教育体制について (3) 県中央研修等について 2 災害時保健活動体制について (1) 災害時における統括保健師に求められること (2) 災害時保健活動の連絡窓口と連携方法について 3 管内保健師業務連絡研究会について	11人
令和８年 2月2日	第２回 海匝保健所管内統括保健師等連絡会 1 災害時保健活動について 保健師応援要請訓練(R8.1/19～1/23)の振返り 2 管内保健師業務連絡研究会について 3 その他	11人

（４）管内看護管理者研修会

表１－（４）看護管理者研修状況

開催年月日	主　な　内　容	参加人員
令和７年 12月4日	講演及び演習 テーマ：医療安全における『チームステップス』の考え方から職場づくりを学ぶ 講　師：東京湾岸リハビリテーション病院 リハビリテーション部 理学療法科 主任 後藤 悠人 氏	24人

２　母子保健事業

管内の母子保健の推進を図るため、母子保健推進協議会、母子保健従事者研修会等を実施している。

また、管内の小児慢性特定疾病患児等に対し、相談・小児慢性特定疾病医療費助成等の支援を行っている。

（１）母子保健推進協議会

管内の母子保健事業が効果的に推進できるよう行政機関・医師会・医療機関等の代表者から構成される協議会で母子保健事業に関することを協議する。

表２－（１）母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委　員　数	主　な　協　議　内　容
書面開催	10 人	1　海匝保健所管内の母子保健に係る統計及び事業実施状況について 2　管内市のこども家庭センターについて

（２）母子保健に関する連絡調整会議

母子保健活動において保健所と市が情報共有し、よりよい母子保健サービスの提供を目指し各市町村が母子保健事業を実施するための体制整備を推進することを目的として開催している。

表２－（２）母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主　な　協　議　内　容
令和８年 ３月 10 日	10 人 保健師及び管理栄養士	1　こども家庭センター運用開始後の効果について 2　妊産婦のメンタルヘルス支援について 3　５歳児健診について

（３）母子保健従事者研修会

地域の母子保健の実状に合わせて開催している。

表２－（３）母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内　　容
令和７年度母子保健従事者研修会	第１回 令和８年 ２月 12 日	59 人 保健師、保育士、幼稚園教諭等	講演「こどもの発達を地域で支える保護者支援　～発達に偏りがある子どもを持つ保護者支援の基本的な考え方と保護者との関わり方～」 講師：銚子市児童発達支援センターわかば 施設長 富岡 美帆 氏
	第２回 令和８年 ２月 26 日	57 人 保健師、保育士、幼稚園教諭等	講演「こどもの発達を地域で支える保護者支援 2～発達に偏りがある子どもを持つ保護者支援の基本的な考え方と保護者との関わり方～」 講師：銚子市児童発達支援センターわかば 施設長 富岡 美帆 氏

（４）人工妊娠中絶届

母体保護法第 25 条により管内の医師から届出がなされたものであり、届出数には管外に住所がある者も含まれる。

表２－（４）人工妊娠中絶届出状況

（単位：人）

区分／妊娠週数	令和5年度	令和6年度	令和7年度 総数	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳以上	不詳
総　　数	91	65	69	6	9	22	12	12	7	1	0	0
満７週以前	51	40	39	4	4	13	4	8	5	1	0	0
満８週～満 11 週	26	20	24	1	5	8	5	4	1	0	0	0
満 12 週～満 15 週	6	3	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0
満 16 週～満 19 週	5	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0
満 20 週～満 21 週	3	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0
不　　詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（５）不妊・不育相談事業

県では、不妊や不育に悩む夫婦等に、一般的な相談や専門的な相談窓口に関する情報提供を行っている。

表２－（５）不妊講演会実施状況

開催年月日	内容	対象	参加者数
実施なし	－	－	－

（６）小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担の軽減を図る。

表２－（６）小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況（各年度３月 31 日現在）

（単位：件）

疾患名	令和５年度	令和６年度	令和７年度	銚子市	旭市	匝瑳市
総数	86	90	88	19	48	21
1 悪性新生物	20	20	20	7	9	4
2 慢性腎疾患	5	3	4	1	3	0
3 慢性呼吸器疾患	5	5	4	2	1	1
4 慢性心疾患	14	13	13	4	5	4
5 内分泌疾患	16	14	13	1	8	4
6 膠原病	1	2	2	0	1	1
7 糖尿病	1	3	4	0	2	2
8 先天性代謝異常	5	5	5	1	2	2
9 血液疾患	1	3	3	0	2	1
10 免疫疾患	0	0	0	0	0	0
11 神経・筋疾患	10	10	10	1	7	2
12 慢性消化器疾患	5	8	6	1	5	0
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1	2	2	0	2	0
14 皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
15 骨系統疾患	2	2	2	1	1	0
16 脈管系統疾患	0	0	0	0	0	0

（７）小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

児童福祉法第 19 条の 22 に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア　研修会、講演会、交流会等

表２－（７）－ア　研修会、講演会、交流会等の実施内容

名　称	実施年月日	参加人数・内訳	内　容
講演会	令和８年 ２月 15 日 (ZOOM 開催)	参加者：10 人 小児がん患者の家族、管内小中高等学校教職員、管内障害児相談支援に係る福祉機関担当者、がん相談支援センター職員等	講演「小児がんの経験者が語る 将来のこと～私たちには 夢がある！～」 講師：東京都立小児総合医療 センター 医師　松井　基浩　氏

イ　療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表２－（７）－イ　療育相談指導内容　　（単位：人）

内　容	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談者数（延）	0	0	0
家庭看護指導	0	0	0
食事・栄養指導	0	0	0
歯科保健指導	0	0	0
福祉制度の紹介	0	0	0
精神的支援	0	0	0
学校との連絡	0	0	0
家族会等の紹介	0	0	0
その他	0	0	0

ウ　訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表２－（７）－ウ　訪問指導事業実施状況（疾患別）　　（単位：件）

疾患名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総数	7	3	7
異型奇形腫瘍／ラブドイド腫瘍	1	0	1
骨形成不全症	2	0	1
気道狭窄	2	1	1
点頭てんかん	2	2	1
慢性骨髄性白血病	0	0	1
脊髄小脳変性症	0	0	1
９から１４までに掲げるもののほか、常染色体異常（ウィリアムズ（Williams）症候群及びプラダー・ウィリ（Prader-Willi）症候群を除く。）	0	0	1

エ　窓口相談事業

表２－（７）－エ　相談内容　　（単位：人）

内容	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談者数（延）	18	17	12
申請等	15	11	11
医療	0	1	0
家庭看護	0	3	0
福祉制度	0	0	0
就労	0	0	0
就学	2	0	0
食事・栄養	0	0	0
歯科	0	0	0
その他	1	2	1

オ　訪問相談員派遣事業

表２－(7)－オ　訪問相談員派遣事業実施状況

区分／年度	人数	回数	実人員	延人員
令和５年度	－	－	－	－
令和６年度	－	－	－	－
令和７年度	－	－	－	－

（８）療育の給付制度

療育の給付（児童福祉法第 20 条）は、長期の療養を必要とする 18 歳未満の結核治療のために入院を要する児童に対しての医療給付及び学用品や日用品の支給を行うものである。令和 7 年度は該当がなかった。

（９）思春期保健相談事業

児童生徒の健全育成を図るため、学校保健や地域保健との連携及び思春期世代とその関係者への心身に関する正しい知識の普及を行う。

表２－（９）－ア　思春期保健関係者会議実施状況

名　　称	開 催 年 月 日	参加者数・職種	内　　容
実施なし	－	－	－

表２－（９）－イ　思春期保健事業講演会

名　　称	開催年月日	対象者・参加者数	内　　容
思春期保健講演会	令和 7 年 11 月 28 日	管内各市母子保健担当者、各学校養護教諭等 参加者：35 人	講演「思春期の月経　つらい思いを閉じ込めないためにできること」 講師：新生産婦人科 院長・理事長　島　絵美里　氏

３　成人・老人保健事業

健康増進法に基づき、生活習慣病の予防と早期発見、壮年期からの健康保持増進を図るため、市が実施主体となって各種保健事業を実施している。保健所は地域特性を踏まえて市町村が健康増進事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、情報提供や助言等の支援を行っている。

（１）がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。

表３－（１）がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内　容
令和７年 12 月 19 日	38 名	講演「がん予防のための食事」 講師：千葉県がんセンター医療局診療部栄養科 科部長　櫻井　美夏子　氏

隔年ごとに香取健康福祉センターと主催を交代して開催しており、令和 7 年度は海匝健康福祉センターが主催した。

（２）その他のがん対策事業

なし

４　一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じ的確な自己管理ができるよう、健康づくりの支援体制を充実することを目的とする。

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、保健所(健康福祉センター)の保健師等が電話相談に応じる。

表４－（１）健康相談実施状況（電話）

（単位：件）

区分／年度	男	女	総　数
令和５年度	4	4	8
令和６年度	8	11	19
令和７年度	3	9	12

５　総合的な自殺対策推進事業

千葉県自殺対策推進計画及びアルコール健康障害対策基本法を踏まえ、心の健康や精神疾患、働く人のメンタルヘルスに関する相談窓口等の啓発資料を配布した。また、関係機関との連携のもと、事業を推進している。

（１）住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表５－（１）研修会の実施状況

名　　称	実施年月日	参加者数・職種	内　　容
令和７年度 香取海匝圏域 自殺対策研修	令和８年 １月９日 （対面とZOOMのハイブリッド開催）	54名 教諭、養護教諭、指導主事、児童福祉司、社会福祉士、保健師、助産師、看護師、精神保健福祉相談員、家庭児童相談員等	講演「子ども若者の自殺予防 ～思春期のこころに寄り添うこと～」 講師：国立国府台医療センター 児童精神科 医師 水本有紀 氏 （香取健康福祉センターと共催）

（２）その他の会議等

表５－（２）会議等の開催状況

名　　称	実施年月日	参加者数・職種	内　　容
－	－	－	－

（３）その他の事業

なし

６　地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の連携により、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸及びメンタルヘルス対策の推進を図ることを目的に各種保健事業の共同実施等、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備を推進している。

表６－（１）海匝地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主　な　内　容
令和８年 １月 29 日	24 人	1　海匝地域・職域連携推進協議会運営要綱について 2　海匝地域の健康指標について 3　アクションプラン（令和５年度～令和７年度）の取組及び評価について 4　次期アクションプラン（令和８年度～令和 12 年度）について

表６－（２）海匝地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主　な　内　容
令和７年 ９月 25 日	14 人	1　海匝地域・職域連携推進協議会アクションプランについて 2　働く人のメンタルヘルス対策について 3　令和７年度の具体的な検討について
令和７年 12 月２日	14 人	1　海匝地域・職域連携推進協議会アクションプランについて 2　生活習慣病予防のための食生活改善の推進について (3 年間の取組) 3　海匝地域・職域連携推進協議会アクションプランの評価と次期計画について

表６－（３）共同事業開催状況

開催年月日	主　な　内　容
各機関と連携した啓発活動等	
令和７年 10 月 11 日	旭中央病院まつりでの食とメンタルヘルス対策についての啓発 パネル展示、「やさ・しー・い食の応援店」認知度・利用状況調査、 リーフレットの配布
令和７年 10 月 12 日	銚子市立第六中学校文化祭での食とメンタルヘルス対策についての啓発 パネル展示、「やさ・しー・い食の応援店」認知度・利用状況調査、 リーフレットの配布
通年	・リーフレットによる啓発 （やさ・しー・い食の応援店認定店舗一覧の作成・配布、応援店カードの配布）（ここらく健康通信海匝！の配布）（睡眠チェックシートの作成） ・海匝保健所ホームページ、保健所だより等を活用した啓発 ・やさ・しー・い食の応援店ポスターやステッカーの掲示（関係機関・既認定店舗） ・やさ・しー・い食の応援店の登録・変更手続き ・旭市 CCD プロジェクトとの協働によるやさ・しー・い食の応援店の PR

7　栄養改善事業

海匝地域は、脳血管疾患による死亡が上位に位置しており、管内市国民健康保険の特定健診の結果では、肥満や糖尿病のハイリスク者が多い。そこで、生活習慣病予防として、地域住民を対象に栄養指導及び健康教育を実施し食生活改善の普及啓発を行った。

また、特定給食施設等指導については、健康増進法に基づく栄養管理が実施されるよう、個別巡回指導及び研修会により指導支援を実施した。

（1）健康増進（栄養・運動等）事業

地域住民の健康増進のため、電話等による個別指導の実施及び食生活改善協議会等の栄養関係団体の育成支援により正しい知識の普及・啓発に努めた。

表７－（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0
	乳幼児	0	0	0					0	0	0					0
	20歳未満（妊産婦・乳幼児除く）	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0
	20歳以上（妊産婦を除く）	3	2	0	－	－	0	0	0	29	6	－	－	0	0	0
（再掲）医療機関等へ委託	妊産婦	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	乳幼児	－	－	－					－	－	－					－
	20歳未満（妊産婦・乳幼児除く）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	20歳以上（妊産婦を除く）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

ア　病態別個別指導

表７－（１）－ア　病態別個別指導状況　　（単位：人）

区分／種別	計	生活習慣病	難　病	アレルギー疾　患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	2	0	2	0	0	0
病態別運動指導	－	－	－	－	－	－

イ　病態別栄養教室・講座等実施状況

表７－（１）－イ　病態別栄養教室・講座等実施状況

名　称	開催年月日	対象者	参加数	内　　容
病態栄養教室	令和８年 ２月 17 日	炎症性腸疾患患者及び家族	６人	講演「炎症性腸疾患患者の食事 ～災害時の食事の工夫～」 講師　東邦大学医療センター佐倉病院 栄養部 主任 木下幸歩 氏 患者・家族交流会

ウ　地域における健康づくり推進事業

表７－（１）－ウ　地域における健康づくり推進事業実施状況

名　称	開催年月日	対象者	参加数	内　　容
地域における健康づくり研修会	令和７年 10 月 24 日	管内食生活改善協議会会員等	23 人	講話「『やさ・しー・い(野菜たっぷり、塩はマイナス 1g)食』のすすめ」 講師　海匝保健所　栄養指導員

エ　国民（県民）健康・栄養調査

表７－（１）－エ　国民（県民）健康・栄養調査状況

調査名	調査地区（対象）	調査年月日・調査内容等
該当なし	－	－

オ　特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表７－（１）－オ－（ア）食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談（個別）		普及啓発(集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		０（０）	０（０）	０（０）	０（０）	－
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分	11	11	0	0	－
	特定保健用食品	0	0	0	0	－
	栄養機能食品	0	0	0	0	－
	機能性表示食品	0	0	0	0	－
	その他※	0	0	0	0	－
健康増進法第６５条第１項（虚偽誇大広告）		1	1	0	0	－
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		0	0	0	0	－

		県民への相談対応・普及啓発			
		相談（個別）	普及啓発(集団)		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		０（０）	０（０）	０（０）	－
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分	0	0	0	－
	特定保健用食品	0	0	0	－
	栄養機能食品	0	0	0	－
	機能性表示食品	0	0	0	－
	その他※	0	0	0	－
健康増進法第65条第１項（虚偽誇大広告）		0	0	0	－
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		0	0	0	－

（　）内は、特定保健用食品再掲

※　栄養成分以外の内容だった場合（特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く）

表７－（１）－オ－（イ）食品表示等に関する指導状況（表示違反への対応）

		指導状況（個別）	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分※	１（－）	２（－）
	機能性表示食品	－	－
	その他	－	－
健康増進法第 65 条第１項（虚偽誇大広告）		－	－
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		－	－

※　栄養機能食品、特定保健用食品を含む　　（　）内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表７－（１）－オ－（ウ）特別用途食品に対する検査・指導件数　　（単位：件）

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
－（－）	－（－）	－（－）

（　）内は、特定保健用食品再掲

カ　食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表７－（１）－カ　食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個　別		集団指導		
内　容	延人員	内　容	延回数	延参加者数
実施なし	－	・旭中央病院主催病院まつり ・銚子市六中地域文化祭 生活習慣病予防として、望ましい食習慣について啓発普及を行った	2	200

（2）給食施設指導

管内の特定給食施設等届出107施設に対し、適切な栄養管理の実施を図るため、個別巡回指導等を実施し、助言・指導を行った。

また、給食施設管理者および従事者の資質向上と給食運営の充実を図るため、栄養管理・衛生管理に関する研修会を開催した。

給食施設状況

表７－（2）給食施設状況　　（単位：件）

施設総数	管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみいる施設		管理栄養士栄養士どちらもいない施設	管理栄養士必置指定施設		調理師のいる施設		調理師のいない施設	栄養成分表示施設	栄養教育実施施設
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数		施設数	管理栄養士数	施設数	調理師数			
107	31	52	16	22	18	27	28	33	1	8	80	177	27	105	67

ア　給食施設指導状況

表７－（2）－ア　給食施設指導状況　　（単位：件）

区分			計	特定給食施設		その他の給食施設
				1回300食以上又は1日750食以上	1回100食以上又は1日250食以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	59	9	27	23
		その他指導施設数	68	7	32	29
	喫食者への栄養・運動指導延人員		－	－	－	－
集団指導	給食管理指導	回数	2	2		
		延施設数	120	7	65	48
	喫食者への栄養運動指導	回数	－	－	－	－
		延人員	－	－	－	－

イ　給食施設個別巡回指導

表７－（２）－イ　給食施設個別巡回指導状況

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設		栄養士のみいる施設		どちらもいない施設	
				施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）
合　計		107	59	31	14	16	13	27	16	33	16
指定施設①	計	1	1	1	1	－	－	－	－	－	－
	学校	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	病院	1	1	1	1	－	－	－	－	－	－
	介護老人保健施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	介護医療院	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	老人福祉施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	児童福祉施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	社会福祉施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	寄宿舎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	矯正施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	自衛隊	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	一般給食センター	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
300食/回，750食/日以上（指定施設①を除く）②	計	8	8	3	3	2	2	1	1	2	2
	学校	5	5	3	3	1	1	－	－	1	1
	病院	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	介護老人保健施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	介護医療院	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	老人福祉施設	1	1	－	－	1	1	－	－	－	－
	児童福祉施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	社会福祉施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	事業所	2	2	－	－	－	－	1	1	1	1
	寄宿舎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	矯正施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	自衛隊	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	一般給食センター	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設		栄養士のみいる施設		どちらもいない施設	
				施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）	施設数	指導施設数（再掲）
100食/回，250食/日以上（①、②を除く）	計	54	27	23	7	11	9	9	5	11	6
	学校	6	1	3	0	－	－	2	1	1	0
	病院	8	8	3	3	4	4	－	－	1	1
	介護老人保健施設	7	4	5	3	2	1	－	－	－	－
	介護医療院	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	老人福祉施設	8	3	3	0	3	2	2	1	－	－
	児童福祉施設	17	10	4	1	2	2	3	2	8	5
	社会福祉施設	4	0	3	0	－	－	1	0	－	－
	事業所	4	1	2	0	－	－	1	1	1	0
	寄宿舎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	矯正施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	自衛隊	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	一般給食センター	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の給食施設	計	44	23	4	3	3	2	17	10	20	8
	学校	1	0	－	－	－	－	－	－	1	0
	病院	3	3	1	1	2	2	－	－	－	－
	介護老人保健施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	介護医療院	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	老人福祉施設	10	6	2	2	－	－	6	4	2	0
	児童福祉施設	24	11	1	0	1	0	7	3	15	8
	社会福祉施設	4	3	－	－	－	－	4	3	－	－
	事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	寄宿舎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	矯正施設	1	0	－	－	－	－	－	－	1	0
	自衛隊	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	一般給食センター	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	1	0	－	－	－	－	－	－	1	0

※施設に出向き個別指導した件数を記入する。
※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については，「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ　給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表７－（２）－ウ　給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導　　（単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届 出 数	3	7	16
指 導 数	11	12	5

エ　給食施設集団指導

表７－（２）－エ　給食施設集団指導状況

名　　称	開催年月日	対象者	参加者数	内　　容
給食施設 衛生講習会	令和７年 ７月 24 日	管内給食施設の管理者及び従事者 (109 施設)	61 施設 74 人	講演「給食施設の衛生管理について」 講師　香取保健所　食品衛生監視員 講演「給食施設の栄養管理について」 講師　海匝保健所　栄養指導員
給食施設研修会	令和７年 ９月 12 日	管内給食施設の管理者及び従事者 (109 施設)	59 施設 77 人	講演「日本人の食事摂取基準(2025 年版)と日本食品標準成分表について」 講師　学校法人食糧学院　東京栄養食糧専門学校 校長 渡邊智子 氏

（３）健康ちば協力店推進事業

表７－（３）－ア　健康ちば協力店登録状況

令和７年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数	
0	0	0	3

表７－（３）－イ　健康ちば協力店推進事業実施状況

区　分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回　数	延人員	回　数	延店舗数	延人員	回　数	延人員
個別指導		－		－	－		－
集団指導	－	－	－	－	－	1	2
合　　計		－		－	－		2

（4）栄養関係団体等への育成・支援

表７－（4）栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名　　称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
海匝保健所管内食生活改善協議会	338 加入組織３	研修会・総会・役員会	研修会の企画及び運営の支援 総会及び役員会の運営についての助言及び支援	延 57
海匝保健所管内栄養士会	87	研修会・総会・役員会	研修会の企画及び運営の支援 総会及び役員会の運営についての助言及び支援	延 162
銚子市調理師会	100	研修会・総会・役員会	－	－
旭市調理師会	－			
千葉県調理師会匝瑳支部	－			

（5）調理師試験及び免許関係

表７－（5）調理師試験及び免許取扱状況　　（単位：名）

	調 理 師 試 験			免　許　交　付		
年　　度	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和５年度	32	11	34.4	14	6	15
令和６年度	26	11	42.3	31	7	7
令和７年度	38	16	42.1	27	4	9

（6）その他（各保健所の独自事業）

表７－（6）管内行政栄養士研究会等の開催状況

名　　称	延回数	延参加人員	主な内容
管内行政栄養士業務研究会	３回	延 20 人	テーマ：地域防災計画と災害時食支援

８　歯科保健事業

歯・口腔疾患の予防及び歯・口腔内の健康の保持増進を図ることを目的とした事業について実施する。

（1）難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表８－（1）難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名　称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし	－	－	－	－

（2）その他（各保健所の独自事業）

表８－（2）その他（各保健所の独自事業）

名　称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし	－	－	－	－

９　精神保健福祉事業

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法）」に基づく相談業務、法施行業務を行っている。市町村・医療機関・地域の支援機関等と連携し、専門性や広域での調整を要する支援、措置入院者等の退院後支援等を行い、また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業や心神喪失者等医療観察法に関する会議等に参画し、地域精神保健福祉活動等を行っている。

（１）精神保健福祉相談関連

精神保健福祉相談員等が、措置入院に係る対応や、地域支援機関等と連携しながら、相談・訪問・電話等により、精神保健福祉に関する相談に随時応じているほか、精神科医師による定例相談も実施している。
相談内容は、診療に関すること、生活支援、社会復帰、依存症、認知症等と広範にわたる。

表９－（１）－ア　精神保健福祉に関する相談対応の総数（対象者の性・年齢別）　（単位：人）

	実人員	性			年齢					延人数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和５年度	39	21	18	0	3	13	17	4	2	170
令和６年度	55	25	30	0	0	17	22	15	1	151
令和７年度	75	48	27	0	3	24	25	16	7	1471
銚子市	26	20	6	0	2	7	10	5	2	542
旭市	27	16	11	0	1	10	7	6	3	440
匝瑳市	18	12	6	0	0	5	8	4	1	304
管外・不明	4	0	4	0	0	2	0	1	1	185
相　談	40(14)	23(6)	17(8)	0(0)	2(2)	14(6)	11(3)	9(1)	4(2)	81(40)
訪　問	34(0)	25(0)	9(0)	0(0)	1(0)	10(0)	14(0)	7(0)	2(0)	54(0)
電　話										1335
その他										1

※１　相談、訪問の実人員は重複あり。
※２　精神科医師による定例相談については（　）に再掲。
※３　年齢は、当該年度の初回対応時を基準とする。
※４　令和７年度分より計上方法を変更。（通報件数含む）

表９－（１）－イ　精神科医師による定例相談

実　施　日	時　　間	場　　所
奇数月　第２　金曜日	13:30～15:00	保健所（健康福祉センター）
偶数月　第３　木曜日	14:00～15:00	旭市役所
奇数月　第１　水曜日	13:30～15:00	八日市場地域保健センター
毎月　　第３　水曜日	13:30～15:00	八日市場地域保健センター

※　件数は、表９－（１）－ア「相談・訪問の（ ）内」及び表９－（１）－エ「医学的指導」で計上。

表９－（１）－ウ　精神保健福祉に関する相談対応の総数（相談の種別、延数別）

（単位：人）

		令和５年度	令和６年度	令和７年度	相談	訪問	電話	その他
延人数		170	151	1471	81	54	1335	1
精神保健福祉相談	診療に関すること	58	67	733	39	37	656	1
	社会復帰	22	3	64	11	0	53	0
	生活支援	17	5	39	6	0	33	0
	その他の相談	36	48	254	4	4	246	0
嗜癖関連問題に関する相談	アルコール	9	2	124	5	7	112	0
	覚醒剤	0	0	1	0	0	1	0
	その他の薬物	0	2	4	1	0	3	0
	ギャンブル	0	2	0	0	0	0	0
	ゲーム	―	―	0	0	0	0	0
摂食障害の相談		0	0	5	1	0	4	0
心の健康相談		11	3	47	3	0	44	0
思春期の相談		1	0	35	4	1	30	0
老年期の相談		6	3	54	5	2	47	0
てんかん		0	0	2	0	0	2	0
うつ・うつ状態		―	―	15	1	1	13	0
その他の相談		10	16	94	1	2	91	0

※　令和７年度分より計上方法を変更。（電話相談及びその他の対応件数、相談種別にゲーム、うつ・うつ状態の項目を追加）

表９－（１）－エ　精神保健福祉に関する相談対応の総数（援助の内容、延件数）

（単位：件）

	延件数	医学的指導	受療援助	生活支援 生活指導	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和５年度	252	23	20	35	17	53	57	47
令和６年度	308	11	11	18	5	118	66	79
令和７年度	1856	21	94	66	43	764	615	253

※１　援助内容は重複あり。

※２　令和７年度分より計上方法を変更。（表頭の「紹介・連絡」項目を削除）

（2）措置入院関係

精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出を受理し、措置診察の必要性を判断するための事前調査を行う。措置診察が必要と判断された者には、精神保健指定医による診察を実施し、措置入院もしくは緊急措置入院の要否を判断する。措置入院が必要と判断された者に対しては、入院先医療機関までの移送を実施する。

表９－（2）－ア　申請･通報･届出等に係る対応状況（条文別）

（単位：件）

	申請・通報・届出等件数	措置診察の必要がないと認めた者	措置診察実施（法第27条）		緊急措置診察実施（法第29条の2）		措置業務に係る移送業務（法第29条の2の2）		
			措置入院	措置不要	緊急措置入院	緊急措置不要	1次移送	2次移送	3次移送
令和５年度	22	6	8	6	6	1	0	0	0
令和６年度	27	19	7	1	6	0	0	0	0
令和７年度	29	19	8	2	5	0	0	0	2
法第22条 一般人の申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第23条 警察官の通報	17	11	5	1	5	0	0	0	1
法第24条 検察官の通報	6	2	3	1	0	0	0	0	1
法第25条 保護観察所の長の通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条 矯正施設の長の通報	6	6	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の2 精神科病院管理者の届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の3 医療観察法に基づく指定通院医療機関の管理者及び保護観察所長の通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第27条第2項 通報等に基づかない診察	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 1　「申請・通報・届出等件数」は受理日で集計。

※ 2　精神保健指定医２名以上による診察を「措置診察」、緊急性が高く精神保健指定医１名による診察を「緊急措置診察」とする。

※ 3　緊急措置入院後は、原則として措置診察を実施することとなるが、緊急措置入院中に措置症状消退となることもある。

※ 4　措置不要には、措置入院以外の入院や入院にならなかった者を含む。

※ 5　1次・2次移送は、措置診察実施場所までの移送、3次移送は措置入院先医療機関までの移送。

表９－（２）－イ　申請・通報・届出に係る対応状況（性別・年齢別）　【再掲】

（単位：人）

	人員	性			年齢					延人数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	24	18	6	0	0	5	13	5	1	29
電話										341
その他										0

※　年齢は、当該年度の初回対応時を基準とする。

（３）精神障害者の退院後支援

措置入院者等に対しては、平成30年に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から発出された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を元に、千葉県で作成した「精神障害者の退院後支援マニュアル」に基づき、帰住予定地を管轄する保健所が退院に関する支援を行う。同マニュアルに基づく支援の対象外とした者については、通常対応として支援を行う。

表９－（３）－ア　精神障害者の退院後支援に係る対応状況

（単位：人・件）

	支援対象者	支援計画作成あり	会議開催数
合計	8	0	0

※１　支援対象者とは措置入院をした者。（帰住予定先を管轄する保健所が実施する。）

※２　支援計画作成ありとは支援対象者のうち、本人の同意が得られ計画を作成した者。

（4）管内精神科医療機関からの届出等

精神保健福祉法に基づき、管内医療機関から各種届出等が提出される。

表９－（4）　管内精神科医療機関からの届出等件数

（単位：件）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
措置入院者の定期病状報告書	1	0	0
措置入院者の症状消退届	10	1	9
医療保護入院者の入院届	202	169	178
医療保護入院者の入院期間更新届	－	121	348
医療保護入院者の退院届	197	194	171
医療保護入院者の定期病状報告書	126	9	－
応急入院届	2	1	1
措置入院者転院申請書	0	1	1
仮退院許可申請書	0	0	0
再入院届	0	0	0

※１　「医療保護入院者の入院期間更新届」は、令和６年度より新設。

※２　「医療保護入院者の定期病状報告書」は、令和６年度より廃止。

※３　医療保護入院者の定期病状報告書の令和６年度は、４月収受（3 月分）のみ掲載した。

（5）医療保護入院等のための移送（法第３４条）

精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって、任意入院が行われる状態にない場合、家族等の同意があるときはその者を応急入院指定病院に移送し、精神障害者の医療及び保護を図ることとしている。

表９－（5）医療保護入院等のための移送対応状況

（単位：件）

	受付件数	診察件数	移送件数
令和５年度	0	0	0
令和６年度	0	0	0
令和７年度	0	0	0

（6）心神喪失者等医療観察法関係

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の対象者に対し、保護観察所・医療機関主催の処遇検討会議に参加し、地域において訪問等の支援を実施している。平成17年から同法が施行されたことに伴い、保健所においても各種会議への参加等が求められている。

表９－（６）医療観察法に係る会議への参加

（単位：件）

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	4	2	0

※「その他」は、CPA 会議(Care Programme Approach の略)とケア会議以外の会議に参加した件数を計上している。

（7）その他精神保健福祉関係

地域の実情に応じて、会議や研修会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業における協議の場等を通じて、各関係機関との連携を深めている。

表９－（７）－ア　会議・講演会等開催

名称	開催日	参加人数（人）	対象者等
実施なし	－	－	－

表９－（７）－イ　講師派遣

名称	日時	内容
地域意見交換会　地域の雇用促進のためのセミナー	令和8年1月30日	精神障害者の支援の手がかりをつかもう

表９－（７）－ウ　その他

名称	日時	内容
実施なし	－	－

表９－（７）－エ　組織育成・運営支援

（単位：件）

	当事者支援	家族会支援	支援者支援	その他
支援延件数	0	0	0	0

１０　肝炎治療特別促進事業

B 型ウイルス性肝炎及び C 型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成 20 年度からインターフェロン治療、平成 22 年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成 26 年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。なお、平成 23 年度から開始されたインターフェロン 3 剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和 3 年 10 月に廃止された。

表１０－（１）肝炎治療特別促進事業受給者状況　　（単位：人）

治療 / 年度・市町村	核酸アナログ製剤	インターフェロン	インターフェロンフリー
令和 5 年度	49	0	16
令和 6 年度	53	0	21
令和 7 年度	54	0	14
銚子市	25	0	4
旭　市	17	0	5
匝瑳市	12	0	5

１１　肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型･C型ウイルスに起因する肝がん･重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成 30 年 12 月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和 3 年 4 月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化、対象月数は、3月目以降に変更されている。

さらに、令和 6 年 4 月から助成の対象となる医療費についての月数要件が緩和され、自己負担額が高額療養費の基準を超えた月が過去 24 か月で 1 月以上ある場合、2 月目以降は自己負担額が月 1 万円となった。

表１１－（１）肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況　　（単位：人）

治療 / 年度・市町村	肝がん	重度肝硬変	総数
令和 5 年度	2	0	2
令和 6 年度	2	0	2
令和 7 年度	0	0	0
銚子市	0	0	0
旭市	0	0	0
匝瑳市	0	0	0

１２　難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、難病法施行前の 56 疾患（特定疾患）から徐々に拡大し、348 疾病（指定難病）となっている。

なお、指定難病に移行していない 4 疾患については、特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき、引き続き治療が必要な方の更新申請のみ受け付けている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表１２－（１）特定疾患治療研究費受給者状況　　（単位：件）

年度・市町村別 / 疾患名	令和５年度	令和６年度	令和７年度	銚子市	旭市	匝瑳市
総　　数	0	0	0	0	0	0
スモン	0	0	0	0	0	0
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0	0	0	0
重症急性膵炎	0	0	0	0	0	0
プリオン病	0	0	0	0	0	0

表１２－（２）指定難病医療費助成制度受給者状況　　（単位：件）

疾患名 ＼ 年度・市別		令和5年度	令和6年度	令和7年度	銚子市	旭市	匝瑳市
総数		1,279	1,340	1,400	498	584	318
1	球脊髄性筋萎縮症	2	3	3	0	2	1
2	筋萎縮性側索硬化症	8	9	13	6	3	4
3	脊髄性筋萎縮症	1	1	1	1	0	0
5	進行性核上性麻痺	15	16	14	5	7	2
6	パーキンソン病	140	141	146	58	62	26
7	大脳皮質基底核変性症	4	4	4	2	2	－
11	重症筋無力症	27	33	37	19	9	9
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	20	22	22	10	11	1
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	6	7	6	0	4	2
15	封入体筋炎	2	1	1	0	0	1
17	多系統萎縮症	11	12	14	6	5	3
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	32	30	30	10	14	6
20	副腎白質ジストロフィー	1	1	1	0	1	0
21	ミトコンドリア病	6	6	6	2	4	0
22	もやもや病	21	18	17	6	6	5
23	プリオン病	1	0	0	0	0	0
28	全身性アミロイドーシス	4	6	11	5	5	1
34	神経線維腫症	5	4	4	2	2	0
(-1)	うち　Ⅰ型	3	2	2	1	1	0
(-2)	うち　Ⅱ型	2	2	2	1	1	0
35	天疱瘡	5	4	4	2	1	1
37	膿胞性乾癬（汎発型）	4	4	3	1	2	0
40	高安動脈炎	10	10	11	2	6	3
41	巨細胞性動脈炎	3	3	6	0	3	3
42	結節性多発動脈炎	3	3	4	2	1	1
43	顕微鏡的多発血管炎	23	25	30	8	14	8
44	多発血管炎性肉芽腫症	7	7	5	2	2	1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	15	15	16	5	4	7
46	悪性関節リウマチ	9	9	9	4	2	3
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	5	5	5	2	3	0
49	全身性エリテマトーデス	85	85	84	27	35	22
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	42	48	48	16	20	12
51	全身性強皮症	47	44	44	13	18	13
52	混合性結合組織病	9	11	11	5	2	4
53	シェ―グレン症候群	18	21	21	9	10	2

疾患名 ＼ 年度・市別		令和5年度	令和6年度	令和7年度	銚子市	旭市	匝瑳市
54	成人スチル病	13	14	13	4	6	3
55	再発性多発軟骨炎	0	1	1	0	0	1
56	ベーチェット病	23	24	25	9	11	5
57	特発性拡張型心筋症	29	31	34	5	14	15
58	肥大型心筋症	5	6	12	9	0	3
60	再生不良性貧血	15	10	12	5	5	2
61	自己免疫性溶血性貧血	1	1	1	1	0	0
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	3	3	3	3	0	0
63	免疫性血小板減少症	24	20	22	6	11	5
64	血栓性血小板減少性紫斑病	2	1	1	0	1	0
65	原発性免疫不全症候群	3	4	4	0	3	1
66	ＩｇＡ腎症	10	10	13	5	7	1
67	多発性嚢胞腎	5	6	7	3	4	0
68	黄色靱帯骨化症	7	9	10	4	4	2
69	後縦靱帯骨化症	45	39	39	15	8	16
70	広範脊柱管狭窄症	7	5	4	2	1	1
71	特発性大腿骨頭壊死症	15	17	17	6	10	1
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	1	1	1	0	1	0
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	1	1	0	0	0	0
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	1	1	2	1	0	1
77	下垂体成長ホルモン分泌亢進症	5	7	6	1	2	3
78	下垂体性前葉機能低下症	21	20	22	11	8	3
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1	1	1	0	1	0
84	サルコイドーシス	21	25	27	8	13	6
85	特発性間質性肺炎	40	49	60	23	20	17
86	肺動脈性肺高血圧症	10	10	12	3	5	4
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	11	10	9	3	4	2
90	網膜色素変性症	50	48	45	16	17	12
93	原発性胆汁性肝硬変	5	5	5	3	2	0
94	原発性硬化性胆管炎	0	1	1	0	1	0
95	自己免疫性肝炎	5	5	5	4	1	0
96	クローン病	49	52	51	12	30	9
97	潰瘍性大腸炎	158	166	167	62	78	27
98	好酸球性消化管疾患	4	6	5	2	2	1
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	1	1	1	1	0	0
111	先天性ミオパチー	0	1	1	1	0	0
113	筋ジストロフィー	0	1	2	1	0	1
117	脊髄空洞症	4	5	3	1	2	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	1	0	0	0	0
127	前頭側頭葉変性症	0	0	1	0	1	0

疾患名 ＼ 年度・市別		令和5年度	令和6年度	令和7年度	銚子市	旭市	匝瑳市
144	レノックス・ガストー症候群	1	1	1	0	0	1
145	ウエスト症候群	3	3	3	2	1	0
158	結節性硬化症	2	2	2	1	0	1
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	5	2	2	0	1	1
172	低ホスファターゼ症	0	1	1	0	1	0
177	ジュベール症候群関連疾患	1	1	1	0	0	1
209	完全大血管転位症	1	1	1	0	0	1
210	単心室症	1	1	1	0	1	0
211	左心低形成症候群	0	1	1	1	0	0
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	3	2	2	0	0	2
215	ファロー四徴症	3	3	3	0	3	0
216	両大血管右室起始症	0	1	0	0	0	0
220	急速進行性糸球体腎炎	2	2	0	0	0	0
222	一次性ネフローゼ症候群	5	11	12	3	4	5
224	紫斑病性腎炎	2	2	3	1	1	1
225	先天性腎性尿崩症	0	0	1	0	1	0
226	間質性膀胱炎(ﾊﾝﾅ型)	3	2	2	0	0	2
235	副甲状腺機能低下症	0	1	2	0	2	0
252	リジン尿性蛋白不耐症	1	1	1	0	1	0
266	家族性地中海熱	2	3	3	0	2	1
271	強直性脊椎炎	10	11	12	3	5	4
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	0	1	1	0	1	0
283	後天性赤芽球癆	3	3	4	3	0	1
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1	0	0	0	0
300	IgG4 関連疾患	1	3	2	0	2	0
306	好酸球性副鼻腔炎	38	50	57	21	23	13
331	特発性多中心性キャッスルマン病	4	4	5	2	2	1

（３）先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表１２－（３）先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況　（単位：人）

年度	総数	銚子市	旭市	匝瑳市
令和５年度	6	4	2	0
令和６年度	6	4	2	0
令和７年度	6	4	2	0

（４）難病相談事業

ア　在宅療養支援計画策定・評価事業

表１２－(４)－ア　在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況　（単位：人）

区分／年度	支援計画策定実施件数	支援計画評価実施件数	構成員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和５年度	3	3	0	0	8	2	6	1
令和６年度	3	3	0	0	9	2	7	0
令和７年度	4	4	0	0	12	2	7	7

イ　訪問相談事業

（ア）訪問相談員派遣事業

表１２－(４)－イ－（ア）訪問相談員派遣事業実施状況

区分／年度	訪問相談員人数	回数	相談者	
			実人数	延人数
令和５年度	1	24	5	26
令和６年度	1	23	5	24
令和７年度	1	22	4	22

（イ）訪問相談員育成事業

表１２－(４)－イ－（イ）訪問相談員育成事業実施状況

区分／年度	実施日	主な内容	職種	人数
令和５年度	－	－	－	－
令和６年度	－	－	－	－
令和７年度	－	－	－	－

ウ　医療相談事業

表１２－（４）－ウ　医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
令和８年 ２月 27 日	17 人	旭中央病院 本館３階 しおさい ホール	神経筋疾患	講演 「運動障害性構音障害～神経筋疾患の構音障害～」 講師　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院リハビリテーション科 山崎　法子　氏 患者・家族交流会	６人

エ　訪問指導事業

表１２－（４）－エ　訪問指導事業実施状況(疾患別)　（単位：件）

疾患名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総数	36	33	58
多発性硬化症	0	0	0
全身性エリテマトーデス	1	1	1
筋委縮性側索硬化症	12	19	30
脊髄小脳変性症	6	5	10
パーキンソン病関連疾患	9	5	4
後縦靭帯骨化症	0	0	0
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	0	0	0
網膜色素変性症	0	0	0
サルコイドーシス	0	0	2
突発性間質性肺炎	0	2	4
進行性核上性麻痺	0	0	0
その他	8	1	7

オ　訪問診療等事業

表１２－（４）－オ　訪問診療等事業実施状況　　（単位：人）

区分／年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和５年度	3	3	同行訪問	0	0	0	3	3	0
令和６年度	3	3	同行訪問	0	0	0	3	3	0
令和７年度	5	5	同行訪問	0	0	0	5	5	0

（注）訪問リハビリテーションも含む。

カ　窓口相談事業

表１２－（４）－カ　相談内容　　（単位：人）

内容	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談者数（延）	99	123	162
申請等	78	109	131
医療	2	2	6
家庭看護	12	4	14
福祉制度	0	3	8
就労	0	0	0
就学	0	0	0
食事・栄養	1	0	0
歯科	0	0	0
その他	6	5	3

キ　難病対策地域協議会

表１２－（４）－キ　難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員（職種）	延人数	内容
実施なし	－	－	－	－

１３　受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年７月１日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和２年４月１日から多くの人が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施した。

表１３－（１）－ア　問合せ・苦情届出状況

区分／年度	件数	内訳				
		第一種施設	第二種施設	喫煙目的施設	旅客運送事業	規制対象外
令和５年度	3	0	3	0	0	0
令和６年度	2	0	2	0	0	0
令和７年度	3	0	2	0	0	1

表１３－（１）－イ　立入検査状況

区分／年度	件数	内訳				
		第一種施設	第二種施設	喫煙目的施設	旅客運送事業	規制対象外
令和５年度	0	0	0	0	0	0
令和６年度	0	0	0	0	0	0
令和７年度	0	0	0	0	0	0

１４　市町村支援

広域的な立場において、各種会議に参加し、各市の保健福祉事業の充実と円滑な推進のため支援を行った。

（１）市町村への支援状況

表１４－（１）市町村への支援状況

項目／市町村	会議・連絡				技術的支援		
	会議名	回数	職種	主なテーマ	事業名	回数	職種
銚子市	銚子市地域包括ケアシステム推進会議･医療･介護専門部会	1	課	地域包括ケアシステムに関すること	－	－	－
	銚子市介護保険事業等運営協議会	3	課	介護保険事業に関すること			
	銚子市要保護児童対策地域協議会実務者会議	4	保	協議会及び要保護児童についての検討			
	銚子市要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	次	要保護児童等対応状況と課題について　等			
	銚子市保健対策推進協議会	1	次	銚子健康プランの進捗状況、次年度計画　等			
	銚子市学校給食センター運営委員会	1	次	運営状況、事業計画について　等			
	銚子市学校給食食物アレルギー対応検討委員会	1	栄	食物アレルギー対応食の現状　等			
	銚子市地域自立支援協議会	2	次	事業報告、実績報告について　等			
	銚子市地域自立支援協議会こども部会	1	保	意見交換、情報共有等			
	銚子市地域福祉推進協議会	1	次	地域福祉計画、地域福祉活動計画について等			
	銚子市ケア会議	1	精	困難事例の検討			

旭市	旭市糖尿病対策地域連絡会	2	課	ＣＣＤプロジェクトについて　等	－	－	－
	旭市要保護児童対策地域協議会実務者会議	1	保	協議会及び要保護児童についての検討			
	旭市要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	課	要保護児童の情報共有、支援策の協議　等			
	旭市健康づくり推進協議会	1	次	事業報告、事業計画について　等			
	旭市学校給食センター運営委員会	2	栄	学校給食の現状、学校給食費について　等			
	旭市地域自立支援協議会災害対策プロジェクト	2	課保	災害対策について			
	旭市地域自立支援協議会暮らし部会	2	精	障害者福祉に関すること			
	旭市地域自立支援協議会定例会	3	次	事業報告､災害プロジェクトについて　等			
	旭市地域自立支援協議会幹事会兼相談支援事業者連絡会	3	広	相談支援事業計画について　等			
	旭市認知症初期集中支援チーム検討委員会	1	次	認知症に対する取り組みについて　等			
	旭市ケア会議	3	精	困難事例の検討			

匝瑳市	匝瑳市医療的ケア児等支援協議会	2	保	医療的ケア児等の現状及び課題､支援について	－	－	－
	匝瑳市健康づくり推進協議会	1	医	事業報告、事業計画について　等			
	匝瑳市学校給食センター運営委員会	2	次	事業報告、事業計画について　等			
	匝瑳市精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議	2	精	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに関すること			
	匝瑳市障害者自立支援協議会	2	次	実績報告、事業計画について　等			
	匝瑳市要保護児童対策地域協議会実務者会議	3	保	協議会及び要保護児童についての検討			
	匝瑳市要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	次	事業報告、事業計画について　等			
	令和７年度匝瑳市高齢者虐待防止ネットワーク研修会 令和７年度匝瑳市高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議	1	保	高齢者虐待における取組､相談状況について等			
	匝瑳市認知症初期集中支援チーム検討委員会	1	次	認知症に対する活動状況､支援について　等			

＊職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、
精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）、広（広域専門指導員）

＜地域福祉に関すること＞

１５　福祉関係事業

（１）民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表１５－（１）民生委員・児童委員配置状況（令和８年３月31日現在）

（単位：人）

市町村	定 数	現　　員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和５年度	398	337	55	392	226	166
令和６年度	398	336	55	391	224	167
令和７年度	398	320	50	370	228	142
銚子市	169	133	21	154	66	88
旭市	142	115	17	132	101	31
匝瑳市	87	72	12	84	61	23

（２）児童福祉

特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父、若しくは母、又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表１５－（２）－ア　特別児童扶養手当受給状況（各年度３月31日現在）

（単位：人）

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		１級	２級	１級	２級	１級	２級	１級	２級
令和５年度	258	39	24	65	145	1	0	105	169
令和６年度	269	36	26	67	159	2	0	105	185
令和７年度	272	32	22	71	163	2	0	105	185
銚子市	79	8	4	18	53	1	0	27	57
旭市	131	19	16	36	65	1	0	56	81
匝瑳市	62	5	2	17	45	0	0	22	47

(注)1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

（３）母子・父子・寡婦福祉資金

母子父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及び児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア　母子・父子福祉資金貸付状況

表１５－（３）－ア　母子・父子福祉資金貸付状況

（単位：千円）

区分／市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和５年度	0	0	1,152	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和６年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和７年度	0	0	4,608	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	0	0	4,608	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ　寡婦福祉資金貸付状況

表１５－（３）－イ　寡婦福祉資金貸付状況

（単位：千円）

区分／市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和５年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和６年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和７年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（４）高齢者福祉

百歳者に対する祝状及び記念品の贈呈や、老人福祉施設の入所者に対する給付金の支給を行っている。

ア　百歳者に対する祝品等贈呈事業

百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表１５－（４）－ア　百歳者

（単位：人）

区分／市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和５年度	72	10	62
令和６年度	70	13	57
令和７年度	74	11	63
銚子市	32	5	27
旭市	21	2	19
匝瑳市	21	4	17

イ　老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で公的年金などを受給していない人に対し、法外援護給付金を支給している。

表１５－（４）－イ　老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分／年度	支給実人員（人）	支給総額（円）
令和５年度	12	667,400
令和６年度	12	629,800
令和７年度	10	507,600

（５）障害者福祉

市が障害のある者に対して給付している手当に係る補助や、障害のある人に対する差別に係る相談及び条例周知や啓発活動を行っている。

ア　在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表１５－（５）－ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

区分 / 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数（人）	補助金額(円)	件数（人）	補助金額(円)
令和５年度	162	7,979,625	1	51,900
令和６年度	160	7,689,850	1	51,900
令和７年度	151	7,313,575	1	8,650
銚子市	69	3,356,200	0	0
旭市	50	2,486,875	1	8,650
匝瑳市	32	1,470,500	0	0

イ　重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成する。

表１５－（５）－イ　重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数（件）	内　　容	補助金（円）
令和５年度	0	－	0
令和６年度	0	－	0
令和７年度	0	－	0
銚子市	0	－	0
旭市	0	－	0
匝瑳市	0	－	0

ウ　障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共にくらしやすい千葉県条例づくり条例」（平成 19 年 7 月施行）に基づき、県内 16 圏域に配置された広域専門指導員により、障害のある人への差別等に関する相談及び条例周知や啓発活動を実施している。

表１５－（５）－ウ　障害者差別相談状況　　（単位：件）

区　分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
									虐待の相談			
	実件数	活動件数	電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	実件数	活動件数		
令和 5 年度	1	21	6	0	0	4	1	0	0	0	5	109
令和 6 年度	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	90
令和 7 年度	1	13	8	3	0	1	3	0	0	0	3	88

エ　地域相談員の委嘱

障害者条例では、障害のある人に対する理解を広げ、できるだけ地域で問題解決をめざした相談を行う身近な相談役として、当条例に規定する各分野に識見のあるものを地域相談員として委嘱し、広域専門指導員と連携して相談活動を行っている。

表１５－（５）－エ　地域相談員委嘱状況　　（単位：人）

区分 ＼ 市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和 5 年度	10	10	8	28	18	10
令和 6 年度	8	10	8	26	16	10
令和 7 年度	8	9	7	24	14	10
銚子市	2	2	2	6	4	2
旭市	4	5	1	10	4	6
匝瑳市	2	2	4	8	6	2

オ　地域相談員等研修会

地域相談員の資質の向上及び関係機関との連携を図ることを目的に、地域相談員等を対象とした研修会を実施している。

表１５－（５）－オ　地域相談員等研修会

開催年月日	参　加　者	内　　容
令和7年 10月28日	21名	・講演「第八次千葉県障害者計画について」 ・各市地域相談員担当者より地域相談員事務手続きおよび地域相談員の周知啓発にあたり工夫していること等の紹介 ・「地域相談員」の認知のあり方についての意見交換

（６）配偶者暴力相談支援事業

平成 16 年６月１日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）に基づき、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者（婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

また、令和６年４月１日から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性からの相談を受け、必要な助言・支援を行うとともに相談内容別に専門機関への案内を行っている。

表１５－（６）配偶者暴力相談支援状況

（単位：件）

区分／年度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和５年度	23	20	0	17	4	4	0	4	19	16	0	13	0	0	0	0
令和６年度	30	23	0	18	4	4	0	4	25	18	0	13	1	1	0	1
令和７年度	28	17	1	13	5	5	0	3	23	12	1	10	0	0	0	0

区分／年度	書面提出件数	通報件数	来所相談証明書発行件数	交際相手からの暴力相談件数	
				総数	通報
令和５年度	0	0	2	0	0
令和６年度	0	0	3	0	0
令和７年度	0	0	2	2	0

（７）戦傷病者の援護

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の公布と修理、戦傷病者乗車券引換証の変更事務を行っている。

ア　管内戦傷病者数及び援護状況

表１５－（７）－ア　管内戦傷病者数及び援護状況

（単位：件）

区分／市町村	戦傷病者手帳所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証（変更）の交付
令和５年度	－	－	－	－
令和６年度	－	－	－	－
令和７年度	－	－	－	－
銚子市	－	－	－	－
旭市	－	－	－	－
匝瑳市	－	－	－	－

イ　戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

厚生労働大臣が委嘱した戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員が戦没者遺族及び戦傷病者の福祉の増進を図るための相談に応じている。

表１５－（７）－イ　戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

（単位：人）

市町村	銚子市	旭市	匝瑳市	合計
戦没者遺族相談員	1	1	1	3
戦傷病者相談員	0	0	0	0

（８）児童手当事務指導監査

各市における児童手当事務の円滑かつ的確な実施を図るため、児童手当事務の指導監査を実施している。

表１５－（８）児童手当事務指導監査状況

市町村	令和５年度	令和６年度	令和７年度
銚子市	1	－	1
旭市	－	1	－
匝瑳市	－	1	－

（９）中核地域生活支援センター連絡調整会議（部会）

中核地域生活支援センターは平成 16 年 10 月から業務を開始したが、健康福祉センターはこれをサポートし、関係機関との連絡調整会議等を開催している。

表１５－（９）　中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開　催　日	令和７年９月９日
場　　所	あさひ市民センター第２研修室
内　　容	講　演　「そもそも相談支援とは？」
構成員･参加者人数	参加者人数：22 人